



## 船長さんは遵守事項を守りましょう！

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に法令で遵守事項を定めています。これらの遵守事項を守りつつシーマンシップを発揮して安全な航海を楽しんでください。

### ①酒酔い等操縦等の禁止

飲酒などの影響により注意力や判断力などが著しく低下し、正常な操縦ができない状態で操縦することは禁止されています。



### ②危険操縦の禁止

遊泳区域への不用意な進入や遊泳者の付近での疾走など、危険のおそれがある操縦は禁止されています。

### ③免許者の自己操縦

次の場合は、有効な操縦免許証の保有者が直接操縦しなければなりません。

- 水上オートバイ  
→ 全ての水域
- その他の小型船舶  
→ 港則法上の港内、海上交通安全法上の航路



### ④救命胴衣の着用義務

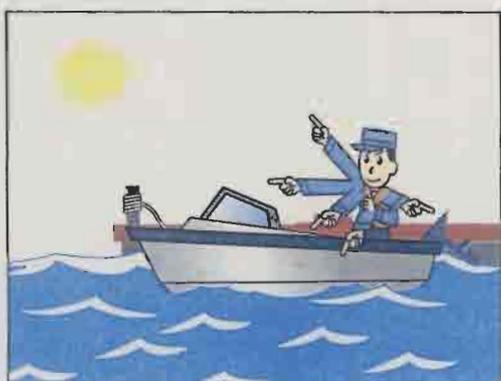
次の場合は、救命胴衣などの着用が義務づけられています。

- 水上オートバイの乗船者
  - 12歳未満の子供
  - 単独乗船の漁船で漁労作業をする者
- ※小型船舶のデッキ上にいる方は着用の努力が求められます。



### ⑤見張りの実施

航行の安全確保のため、周囲の水域の状況や他船舶の動向などを十分に判断することができるよう努めなければなりません。



### ⑥発航前の点検の実施

発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう燃料やオイルの量の点検、気象情報などの収集、船体の状態などの点検を実施しなければなりません。

### ⑦事故時の対応

人命救助に必要な手段をつくさなければなりません。

